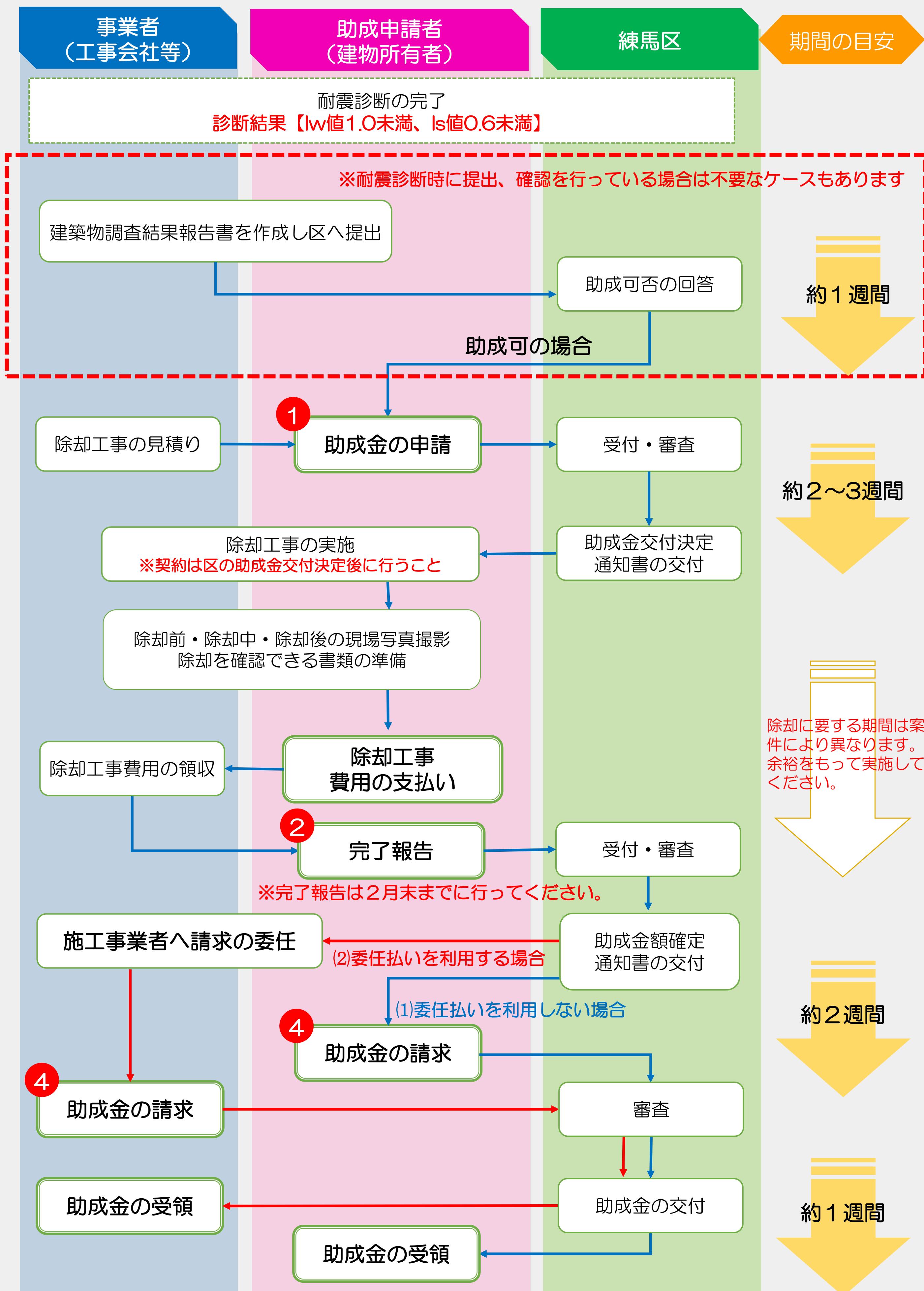


【一般緊急輸送道路沿道建築物】除却工事助成の流れ



※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【一般緊急輸送道路沿道建築物】除却工事助成の必要書類

①助成金の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
	共通
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付申請書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	建築物調査結果報告書の写し
<input type="checkbox"/>	建築物の所有者であることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	耐震診断報告書の写し
<input type="checkbox"/>	緊急輸送道路沿道建築物の該当が分かる図面（立面図等）
<input type="checkbox"/>	見積書（除却工事費用の見積り）の写し
<input type="checkbox"/>	納税証明書等（区税等を滞納していないことを確認できる書類） ・個人の場合は個人住民税 ・法人の場合は法人住民税 →練馬区に納付している個人は提出不要
	該当する場合のみ
<input type="checkbox"/>	【共有者がいる場合】※代表者が申請してください ・共有者が確認できる書類 ・共有者の同意書
<input type="checkbox"/>	【相続等で所有権が移転していない場合】 ・遺産分割協議書 ・相続人全員の同意書など
<input type="checkbox"/>	【助成条件に違反是正や道路後退等がある場合】 ・念書 ・是正内容を示す図面等
<input type="checkbox"/>	【区分所有者がいる場合】 ・耐震改修工事の実施に関して管理組合の合意を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	【申請手続きを委任する場合】 ・委任状

【一般緊急輸送道路沿道建築物】除却工事助成の必要書類

②完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（除却工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し →原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（除却工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（除却工事契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	除却を確認できる書類の写し (建築取扱証明書・滅失登記・閉鎖登記事項証明書) (1部)
<input type="checkbox"/>	除却前、除却中、除却後の現場状況が確認できる写真
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し

③助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例）工事費等300万円、助成金100万円の場合

